

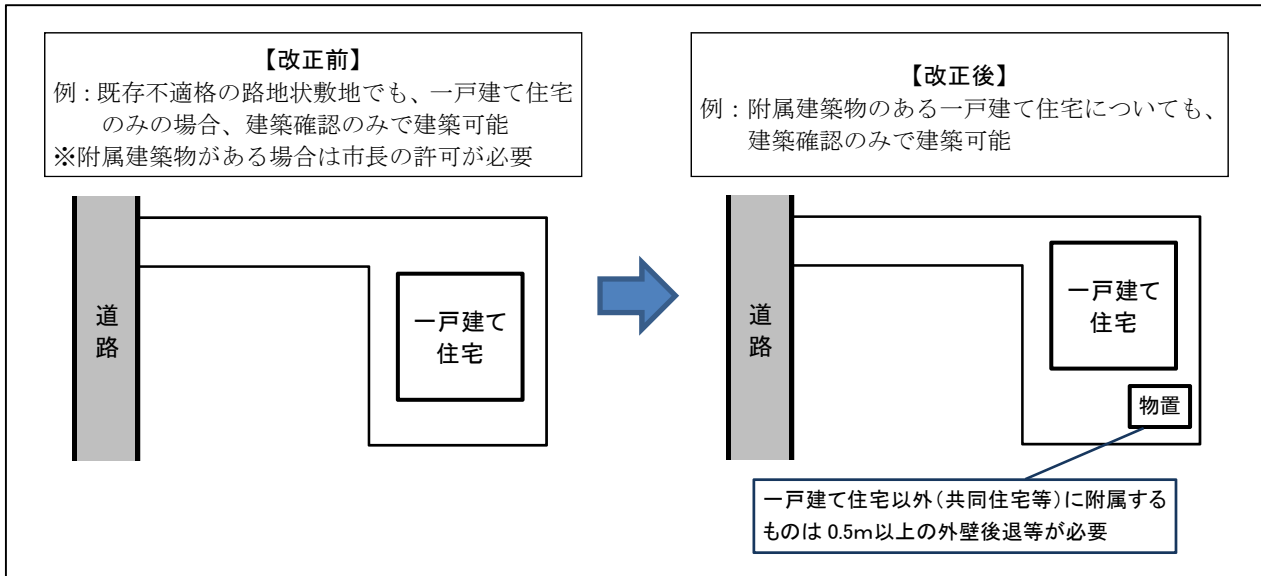
「横浜市建築基準条例」の一部改正の概要について(令和元年6月14日公布)

平成30年6月の建築基準法(以下「法」といいます。)の一部改正や、社会情勢の変化・市民ニーズ等を踏まえ、建築行政のより一層の円滑な推進等を目的に、「横浜市建築基準条例」を一部改正しました。

◆ 改正概要 ◆

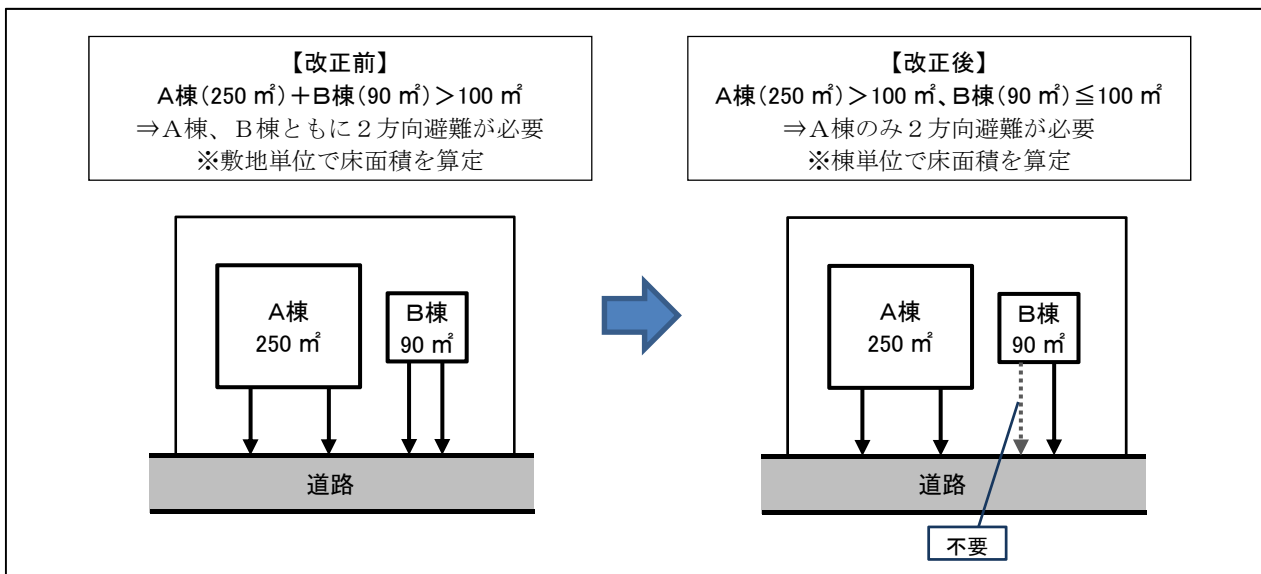
1 既存不適格の路地状敷地に対する適用除外建築物の見直し(第4条)

既存不適格の路地状敷地に対する適用除外規定について、一戸建て住宅等を対象としてきましたが、物置などの附属建築物のある一戸建て住宅等についても、同様に適用除外の対象としました。



2 2方向避難規定の対象建築物の見直し(第6条)

同一敷地内の建築物の棟数にかかわらず、小規模な建築物については、2方向避難規定の対象建築物から除外しました。



3 連続店舗に対する規定の見直し(第24条～第26条)

接道規定、前面空地の設置及び主要な出入口の後退に関する規定について、百貨店等(百貨店、マーケット、連続店舗又は物品販売業を営む店舗)を対象としていましたが、連続店舗については、対象建築物から除外しました。

※第27条及び第28条については、従来どおり連続店舗も対象建築物です。

4 小規模建築物の防火規制の見直し（第 33 条） 建築基準法改正対応 ※施行日：法の施行日

法改正により階数が 3 以下で延べ面積が 200 m²未満の小規模な建築物の防火規制が緩和されました。これを受けて、避難階以外の階に客席等を設ける観覧場、公会堂又は集会場のうち、階数が 3 以下で延べ面積が 200 m²未満のものについては、主要構造部を 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とする規定の対象建築物から除外しました。

5 規定の適正化に伴う改正（第 53 条の 2、第 55 条）

法の規定との整合を図るため、以下のとおり規定を整理しました。

| 改正条文 | 改正概要 |
|-----------------------------|---|
| 第 53 条の 2 (エレベーターのかご) | 建築基準法施行令及び国土交通省告示に同様の制限が規定されているため、条例の規定を削除しました。 |
| 第 55 条 (仮設興行場等に対する制限の緩和) | 法第 85 条第 5 項又は第 6 項の規定により、仮設興行場等については法第 3 章の規定が適用されないため、法第 3 章を根拠とする条文を削除しました。 ※規定の内容に変更はなく、緩和される条文は従来どおりです。 |

6 用途変更する場合に適用する規定の見直し（第 56 条）

既存不適格建築物を用途変更する場合、原則現行規定に適合させる必要がありますが、昇降機の保守点検のための設備の設置等に関する規定（第 53 条の 3～第 53 条の 5）については、適用除外としました。

7 位置指定道路の指定に係る基準の明文化（第 56 条の 3） ※施行日：令和元年 10 月 1 日

法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する位置指定道路の指定に係る次の(1)から(4)の基準について、条例に位置付け明文化しました。なお、これらの基準は 10 月 1 日以降に指定する道路に適用されます。

| | |
|---|---|
| <p>(1)</p> <p>幅員 6 m の道路に至るまでの経路が、車両の通行ができないものは指定できない</p> | <p>(2)</p> <p>袋路状道路となる場合、原則として 終端に転回広場を設ける</p> <p>接続道路</p> <p>終端 転回広場</p> <p>位置指定道路</p> |
| <p>(3)</p> <p>終端 転回広場</p> <p>接続道路</p> <p>位置指定道路</p> <p>接続道路 (階段等)</p> <p>位置指定道路の接続道路の一端が車両通行できない場合、袋路状道路として扱う</p> | <p>(4)</p> <p>縦断勾配が 9% 超の場合、 舗装に滑り止めの措置が必要</p> |

8 その他所要の改正

その他、文言の修正等、所要の改正を行いました。

◆ 施行期日 ◆

公布の日（令和元年 6 月 14 日）

ただし、上記 4 のほか条項ずれ等、法改正に伴う改正は法の施行日に、上記 7 の位置指定道路に関する改正は令和元年 10 月 1 日となります。

◆ お問合せ先 ◆

横浜市 建築局 建築企画課

Tel : 045-671-2933 Fax : 045-550-3568

E-mail : kc-kjkikaku@city.yokohama.jp